

第 25 回草津市農業委員会総会
会 議 録

平成 28 年 7 月 11 日

第 25 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 平成28年7月11日（月） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名

- 第 2 報第 14 号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について（報告）

- 第 3 報第 15 号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について（報告）

- 第 4 報第 16 号
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知について（報告）

- 第 5 議第 20 号
農地法第4条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決

- 第 6 議第 21 号
農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決

- 第 7 議第 22 号
下限面積（別段の面積）の設定について、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決

1. 会議に出席した委員

1 番	奥村 良三	2 番	宇野 敬造	3 番	杉江 善春
4 番	福井 義隆	5 番	芝田 敏夫	6 番	田村 捨要
7 番	池田 俊清	8 番	岸本 勇喜雄	9 番	山岡 康一
10 番	古川 孝夫	11 番	西村 保	12 番	我孫子 利和
13 番	山本 英裕	14 番	今村 俊二	15 番	野添 照男
16 番	三上 正豊	17 番	片岡 源一郎	18 番	田中 定一
19 番	今井 孝三	20 番	藤田 繁一	21 番	宇野 嘉子
22 番	奥井 晴喜	23 番	中村 繁樹	24 番	田中 治嗣

2. 会議に欠席した委員

25 番	横江 政則	26 番	奥村 次一
------	-------	------	-------

3. 会議に出席した職員

事務局長	村井 治夫	参事	田中 好紀	主査	武村 順子
------	-------	----	-------	----	-------

事務局長

定刻となりましたので、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。
本日、25番 横江委員、26番 奥村委員が欠席されておりますが、出席委員は26名中 24名で定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことを御報告します。

また、傍聴人はおられませんので御報告します。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

また、委員の皆様が御説明いただくときも同様をお願いします。

それでは、農業委員憲章の唱和をお願いします。

(農業委員憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長よろしく願いいたします。

会長

第25回農業委員会総会に先立ちまして、御挨拶させていただきます。

暑期中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

先般からの参議院選挙で私たちが思うことは、やはりTPPの問題です。新聞を見てみますと、アベノミクスの促進という話も出ていますが、生産調整の見通し、また受託水田の経営計画、長期的な農業政策の全貌が全然見受けられません。新しく変わられたときに農業政策をしていただくため要望をしていきたいと思えます。

それから、本日は農業委員、適正化推進委員さんの案を出させていただきます。新しい29年に向けて準備が必要でございますし、御協力の方よろしく願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

ただいまから、第25回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしておきましたとおりでありますので、これを御了承願います。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

議席番号 2 番 宇野 敬造 委員

議席番号 24 番 田中 治嗣 委員

以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2 報第14号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、受付番号80番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報第14号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。この届出は、市街化区域内の農地を自己使用目的により転用されようとするものです。

今月の農地法第4条の届出は1件です。議案書2ページを御覧ください。

80番は、届出人が、露天駐車場とするため、青地町地先の田999㎡を転用されようとするものです。届出人は高齢となり、土地活用を検討した結果、近隣住民に賃貸する露天駐車場を計画し、今回の届出に至ったとのことです。

計画では、露天駐車場は普通乗用車21台の区画を取り、区域外周にはブロック及びフェンスを施し土砂流出を防止する計画となっております。

周囲は、道路ならびに宅地、雑種地および申請者所有の田であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第4条1項7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、この届出につきましては、6月21日付、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上でございます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第14号の報告を終わります。

次に、日程第3 報第15号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、受付番号78番、79番および81番の各案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出、この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。今月の農地法第5条の届出は3件です。議案書は3ページ

を御覧ください。

78番は、譲受人が共同住宅とするため、譲渡人が所有する渋川二丁目地先の田1, 107㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。譲受人は共同住宅の事業を計画したところ、宅地化が進み交通が至便である届出地を譲り受けできることになり、届出に至ったとのことです。

計画では3F建てファミリータイプ12戸一棟ならびに12区画の駐車場と12台の駐輪場スペースを設け、周囲にはL型擁壁ならびにフェンスを施し、土砂流出を防止し、雨水排水は敷地内に新設する会所枡に集め、南側既設水路に放流いたします。雑排水および汚水排水はパイプを入れ公共下水道に接続する計画となっております。

周囲は道路、水路、宅地、ならびに届出人所有の田であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないものとし、この届出につきましては6月15日付、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

79番は、譲受人が分譲宅地とするため、譲渡人が所有する岡本町地先の田7筆合計3, 770㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。譲受人は宅建業を営んでおり、分譲宅地の事業を計画したところ、宅地化が進み小学校が至近にあり交通が至便である届出地を譲り受けできることになり、届出に至ったとのことです。

計画では、分譲宅地15区画に区画道路、調整池、公園用地をとり、周囲にはL型擁壁ならびにフェンスを施し、土砂流出を防止し、雨水排水は分譲宅地内に新設する道路側溝から新設集水枡に集め、新設道路側溝から西側既設道路側溝に放流いたします。雑排水および汚水排水はパイプを入れ公共下水道に接続する計画となっております。

周囲は河川、道路、宅地、雑種地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、この届出につきましては、都市計画法第29条に該当しており、開発調整課が許可されました6月21日付け同時許可案件であり、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

81番は、野路町地先ならびに南笠町地先の田合計38筆40,917㎡のうち9,593㎡を使用貸借により借受け、埋蔵文化財発掘調査のため一時転用の届出があったものです。

本事業については、借人が平成28年1月29日に事業認可され、事業地区面積約32haが市街化区域に編入され、埋蔵文化財発掘調査を平成27年から平成30年に行なう計画で進められており、今回届出があったものです。発掘調査は、開発により道路となる箇所について行い、北側農地が市、南側農地が県の調査団が入り、重機を使用し約80～100cmを掘って埋める作業となりますが、各土地の一部分の調査であり、周辺農地からは2.0m以上離隔されていることから、雨水排水ならびに土砂流出等の被害等はないものと判断されます。また、平成27年11月には各地域の地権者ならびに地元への説明会を行い、事業に伴う同意を得ておられます。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないものとし、この届出につきましては6月29日付、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上でございます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第15号の報告を終わります。
次に、日程第4 報第16号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知について、受付番号4番から5番の各案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報第16号について説明させていただきます。議案書7ページを御覧ください。

報第13号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知について、この届出は、農地法3条による賃貸借の設定を解除するものです。今回、2件の届出がありました。

4番につきましては、賃借人は賃貸人が所有する、新浜町地先の田、1筆、1,293㎡について、農地法第3条による賃貸借の設定をしておりましたが、今回、解約をしたいとの申出がありました。

解約に至った事由につきましては、平成元年に現在の所有者の先代と賃貸

借の設定をして耕作をされ、賃貸人が亡くなれば家族が相続された以降も賃借人として耕作されてこられました。高齡のため耕作できないという事由から今回双方合意により解除されようとするものです。

なお、この解約通知書につきましては、平成28年5月30日付けで受理しております。

次に5番につきましては、賃借人は賃貸人が所有する、下笠町地先の田、1筆、480㎡について、農地法第3条による賃貸借の設定をしておりますが、今回、解約をしたいとの申出がありました。

解約に至った事由につきましては、平成7年から賃貸借の設定をして所有している隣接農地と併せて耕作をされてこられました。高齡のため耕作できないという事由から今回双方合意により解除されようとするものです。

今後は利用権設定により大規模耕作者が耕作をされるということです。

なお、この解約通知書につきましては、平成28年6月15日付けで受理しております。

賃貸借の解除通知2件について、添付書類等確認いたしました。不備等なく受理いたしましたので報告いたします。

以上で報告の説明を終わります。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第16号の報告を終わります。

次に、日程第5 議第20号農地法第4条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号82番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可、この申請は、市街化調整区域内の農地を自己使用目的により転用されようとするものです。

今月の農地法第4条の申請は1件です。議案書8ページを御覧ください。

82番は、申請人が賃貸用の露天駐車場とするため、南笠町地先の畑757㎡を転用されようとするものです。申請人は、隣接福祉施設の賃貸用駐車場用地を探しているとの相談を受け、高齡となり、子どもも関東へ転勤しており、農業を営むことも困難な状況にあることから今回の申請に至ったということです。

計画では、普通乗用車33区画のスペースをとり、雨水排水については北

西側既設U字側溝から西側新設集水柵に集め、西側既設側溝に放流し、土砂流出防止は、敷地外周にはすでに土留めのフェンスを施されております。

周囲は、道路、雑種地、ならびに保安林であり、隣地承諾を得なければならぬ農地はございません。立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と融資予定先の金融機関の通帳の原本確認ならびに融資確約書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上1件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号82番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

●番 ●●です。

●●

82番の件について現場確認させていただきました。古墳のところと前回の申請のちょうど間の土地で、周りには耕作されるところが何も無いということでした。一切問題の無い状態ですし、事務局の説明どおりですので、よろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号82番の案件を原案

のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号82番の案件は原案のとおり決定いたしました。

次に日程第6 議第21号農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号83番から86番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可、この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。

今月の農地法第5条の許可申請は4件です。議案書9ページを御覧ください。

83番は譲受人が露天駐車場とするため、譲渡人が所有の岡本町地先の田、1,352㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。譲受人は中古車販売業を営んでおり、車両運搬に適している高速道路が至近にあり、販売車両の駐車場用地として適地である農地の所有者の協力が得られる運びとなり、今回の申請に至ったとのことです。

計画では運搬用トラックならびに普通乗用車37台分の駐車区画を取り、開発区域東側に境界工を施し土砂流出を防止し、雨水排水については敷地内北側にU字側溝を新設し、最終南側既設道路側溝に放流する計画となっております。

周囲は、道路、水路、雑種地ならびに田であり、農地の所有者から隣地承諾を得ておられます。立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されません。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

84番は、譲受人が賃貸用の露天駐車場とするため、譲渡人が所有の青地町地先の田506㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は不動産業を営んでおり、申請地周辺で開発事業を手掛けている顧客から、地元回りをする従業員と工事関係者の賃貸駐車場用地を探しているとの相談があり、県道ならびに市道と隣接しており交通に至便で、駐車場用地として適地である農地の所有者から協力が得られる運びとなり、今回の申請に至ったとのことです。

計画では普通乗用車18台分の駐車区画を取り、開発区域周囲に境界ブロックを施し土砂流出を防止し、雨水排水については、自然浸透ならびに北東側既設水路に放流する計画となっております。

周囲は、道路ならびに里道と水路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、都市的整備がされた市街化が見込まれる区域内の生産性の低い農地であることから、農地転用が原則許可される第3種農地に該当します。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

85番は、譲受人が露天駐車場とするため、譲渡人が所有の下寺町地先の畑2筆 合計188㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は現在自家用車ならびに農作業用の軽トラックを居住する家屋の進入路に駐車しており、家屋ならびに耕作している農地に隣接しており、農作業に使用する車両ならびに農機具を保管するにも適地である農地の所有者の協力が得られる運びとなり、今回の申請に至ったとのことです。

また、申請地の一部に倉庫を建て、農機具置場として使用してきたことについて、顛末書の提出がございました。

申請地は既設擁壁ならびにコンクリートブロックで区画されており、現地調査により、隣接農地への土砂流出等影響は問題ないことを確認しております。

計画では、市道の高さに整地し、普通乗用車6区画と農機具置場を設け、雨水排水については現況と同様、自然浸透ならびに北西側既設水路に放流します。

周囲は、道路、水路、宅地ならびに田であり、農地の所有者から隣地承諾

を得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、住宅が連たんしている区域に近接する区域内にありますことから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

86番は、草津市内で宅建業を営む譲受人が露天資材置場とするため、譲渡人が所有の芦浦町地先の畑122㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、草津市、栗東市、守山市の宅地需要が高く、草津市内で事業拡大するための建設資材の調達を効率よく行える場所を探していたところ、事務所から至近である農地の所有者から協力を得られる運びとなり、申請地を適地とし今回の申請に至ったとのことでした。

計画では、敷地内に砕石等の建築資材を置く予定であり、市道の高さに整地し、開発区域周辺には境界ブロックを施し、雨水排水については、南側既設道路側溝に放流いたします。周囲は、道路、里道水路および田であり、農地の所有者から隣地承諾を得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上4件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号83番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いし

ます。

●番
●● 受付番号83番について、現地確認しましたところ、事務局の報告どおり、付近の田んぼに影響があるような水路はきちんと確保できておりますので、なんら問題ないように思いますので、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いたします。

会長 受付番号84番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いたします。

●番
●● 説明は事務局からあったとおりです。
●● 現地を確認いたしました。東側には里道が走っており、西側には市道、歩道が走っております。南側には県道、北側には里道と水路があり、周囲には農地がございません。転用に問題ないと考えますので御審議の程どうぞよろしくお願いたします。

会長 受付番号85番、86番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員お願いたします。

●●番
●● 先ほどの事務局の御説明のとおり、申請人の自宅の真横の畑が自家用車ならびに農機具の駐車場にしたいということです。現地確認をしましたところ、周囲の方の了承も取っております。

86番の案件につきましては、図面にありますとおり、芦浦中央道路が引かれた時の余りで、三角で耕作が出来るような土地ではないところが残っております。したがって、現在も不耕作地になっております。そういったところで周囲の了解も取っておられます。事務局の御説明のとおりですのでよろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号83番から86番の

各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号83番から86番の各案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議第22号下限面積（別段の面積）の設定について、議決を求めることについて、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

それでは、議第22号 下限面積（別段の面積）の設定について説明をさせていただきます。

農地法3条で農地を取得する場合には、いわゆる5反要件がありますが、この5反要件について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段面積）として設定できることになりました。

改正農地法前は滋賀県が別段の面積を設定しておりましたが、草津市では、平成21年12月10日開催の第18回の農業委員会総会にて審議いただき議決の手続きがされたものであります。

なお、設定区域に関しましては、従来から県が定めていた区域と同じ区域を踏襲したものであります。県内でもそれ以降の改定の動きはありません。

このことについては、農業会議等とも協議を交わしましたが、この制度としては、頻繁に下限面積を増やしたり減らしたりというものではないことから、このような動きになっているものと考えます。

この設定に際しては、農地法施行規則第17条に基準が定められており、一つは自然的経済的条件から見て営農状況が概ね同一と認められる地域であることとなっておりますことから、おおそ学区・地区単位で設定することが望ましいと考えます。

もう一つはその設定する面積以下の農家数が40%を下回らないように算定することとなっております。

このことから事務的には毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について農業委員会で審議することとなりました。

そのため、この設定（別段の面積）について、今回提案するものです。

事務局の「案」としましては、先般6月の運営委員会でも協議いただいた

内容に沿って、この地域で農地を新たに取得して経営規模を拡大していく方もおられないという中で、新たな別断面積の設定は必要ないとの一定の結論に至ったところです。

前回のとおりに現在の区域を踏襲いたしたく考えております。

まず、(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針1としては、現行の下限面積(別段の面積)20アールの変更は行わない。

理由1としては、適用区域内の農家で20アール未満の農地を耕作している農家が適用区域内の農家数の約7割(64%)であることから、変更する必要性は低いと考えております。この設定区域では多くが20a以内という状況ですのでこういう設定を設けたということです。

次に、方針2としては、20アールの適用区域以外については、新たに下限面積(別段の面積)の設定は行わない。

理由2としては、2010農林業センサスにおいて、草津市の農家の1経営体当たりの経営耕地面積が111アールとのデータがあり、このことから変更する必要性が低いと考えております。

ちなみに経営農地面積が5反から1町のところの区分に該当するのが48.3%を占めております。

以上で議案の説明を終わります。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第22号 下限面積(別段の面積)の設定について、議決を求めることについて、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員 であります。
よって、議第22号 下限面積(別段の面積)の設定について、議決を求めることについて、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後2時55分

草津市農業委員会会議規則第18条

第2項によりここに署名する

平成28年7月11日

会 長 三上 正豊 委員

署名委員 宇野 敬造 委員

署名委員 田中 治嗣 委員
